

Hachioji MAIL NEWS



輸送サービス労組八王子地本



ホームページ

2023.07.01

No.128



Twitter

下された命令が未だに履行されず...

「JR東日本八王子駅パンフ配布処分事件」の “全部救済命令”は無きものに!?

地本は、申20号「東京都労働委員会の下した『全部救済命令』の即時履行と不当労働行為のない正常な職場環境を求める緊急申し入れ」を提出し、6月30日に団体交渉を行いました。

会社は、『都労委令和2年(不)第110号事件に関する東京都労働委員会命令については、国鉄時代における職場秩序の維持、確立に取り組んできた事情等を全く考慮することなく判断されたものである。そのような見地から中央労働委員会に再審査を申立てを行ったところであり、当該命令が確定しているものではない。また、会社は関係法令や労働協約を遵守することで労使関係を規律しているものであり、不当労働行為を容認する考えはない』と回答しました。

第三者機関から命令が出ていることに対し「無視すべきものではない。履行しないとも言っていない。しかし、現在は命令が確定していない。確定した段階で適切に対処していく」との回答に終始し、労組法第27条にある“命令の効力”に触れることはなく、対立終了しました。

速やかに“全部救済命令”を履行すべきだ!!



法律よりも**会社の考えが優先!**

八地申20号の団体交渉で無責任な回答と 軽薄なコンプライアンス意識が明らかに!

私たちは労働組合法（以下労組法）に則り救済命令の即時履行を求めるも、会社は中央労働委員会へ再審査申立てを理由に「命令が確定していないため、確定した段階で適切に対処する」と回答を繰り返しました。さらに団体交渉を進める中、驚きの回答を続けました。

○救済命令を現在履行していない理由についての会社回答

労組法第27条15項を理解しているが、命令が確定していないため、確定した段階で適切に対処する。

→**会社独自の考えを優先し、法律で定められた都労委の救済命令を直ちに履行しようとしていません。**



労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の規定

（再審査の申立て）

第27条の15 使用者は、都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたときは、15日以内(天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内)に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

ただし、この申立ては、救済命令等の効力を停止せず、救済命令等は、中央労働委員会が第25条第2項の規定による再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときは、その効力を失う。

○不当労働行為についての会社回答

労組法第7条に示されている条文を違反することを容認していない。よって、現段階でこの間職場において不当労働行為を行ってない。

→**都労委は今回の会社の対応を不当労働行為と判断して救済命令を出しています。**

○法令順守、コンプライアンス意識についての会社回答

関係法令や労働協約を遵守することで労使関係を規律している。

→**現段階で労組法第7条不当労働行為と労組法第27条に違反しています。**



自ら定めた「**法令遵守及び企業倫理に関する指針**」は何処へ!?